商品概要説明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2019 年 4 月 1 日現在

商品名（愛称）	金利逓増型定期預金「自由自在」
販売対象	個人および個人事業主
期間	6か月以上5年以内 ・この預金の全部または一部について、預入日の6か月後の応答日から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を満期日とすることができます。 ・預入時のお申し出により、最長預入期限に自動継続（元金継続または元利継続）の取扱ができます。
預入	1．預入方法　一括預入 2．預入金額　100円以上 3．預入単位　1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して支払います。 預入日から6か月経過後は1万円以上、万円単位で一部支払いも可能です。
利息	1．適用金利 ◎下記の預入期間に応じた預入時の店頭表示の利率を、満期日まで適用します。 ①6か月以上1年未満　④3年以上4年未満 ②1年以上2年未満　⑤4年以上5年未満 ③2年以上3年未満　⑥5年 ◎一部支払い後の残高に対しても引き続き上記の利率を適用します。 ただし、預入日現在においてこの預金の利率について、預入元金が300万円以上であるか未満であるかによって差異を設けている場合で、一部支払い後の残高が300万円を下回ることとなったときは一部支払後の残高に対し預入日における預入元金300万円未満の利率を適用します。 2．利払頻度 満期日以後に一括して支払います。 3．計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする6か月複利で日割計算
税金	2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日までに受け取る利息には、復興特別所得税（0.315%）が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	―
付加できる特約事項	・マル優の取り扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越額は、担保となる定期預金の90%で、最高限度500万円。 貸越利率は担保定期預金の約定利率（期間5年もの）に0．5%を上乗せした利率。
中途解約時の取扱い	預入日の6か月後の応答日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。

荘内銀行

重　要　事　項	この預金は預金保険の対象となります。 ※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本 1 千万円までとその利息等が保護対象となります。
そ　の　他 参考となる事項	・最長預入期限以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・当行が契約している指定紛争解決機関 　一般社団法人全国銀行協会 　　連絡先：全国銀行協会相談室 　　電話番号：0570－017109または03－5252－3772